

金融分野の健全なAI利活用の 推進に向けた官民連携の方向性

オープンな議論が期待される「金融庁AI官民フォーラム」

金融庁は今年3月に公表した「AIディスカッションペーパー（第1・0版）」（DP）で、金融分野におけるAI（人工知能）の健全な利活用に向けた初期的な論点整理を行った。今後は6月に立ち上がった「金融庁AI官民フォーラム」を中心に、規制の適用関係の明確化などの環境整備に向けた検討が進められていく。本稿ではDPの内容を踏まえつつ、同フォーラム設立の目的や今後の取り組みの方向性について解説する。

金融庁 総合政策局
国際室 国際企画調整官
（前リスク分析総括課イン
ベーション推進室長）

牛田 遼介



変化に対応し 更新していくDP

金融庁は、2024年10～11月に実施したアンケート調査（任意回答）や金融機関・ベンダー・有識者等へのヒアリング、国際的な議論の進展等を踏まえてDPを作成した。金融機関等におけるAIのユースケースや

課題認識、ガバナンス構築に向けた事例などを整理し、今後の対話に向けた初期的な論点および金融庁としての今後の対応方針を提示した。

アンケート調査では合計で130もの事業者から回答を受領したほか、ヒアリングにおいても多くの方から意見が集まった。「自社の今後の取り組みの参考

とするため具体的事例を多く盛り込んでほしい」との声も受けて、DPのユースケースやリスク低減に向けた取組事例については、極力、具体的な記載を心掛けた。

一方で、DPの記載内容については、有識者会議等のオープンな議論のプロセスを経たものではない。DPを公表した狙い

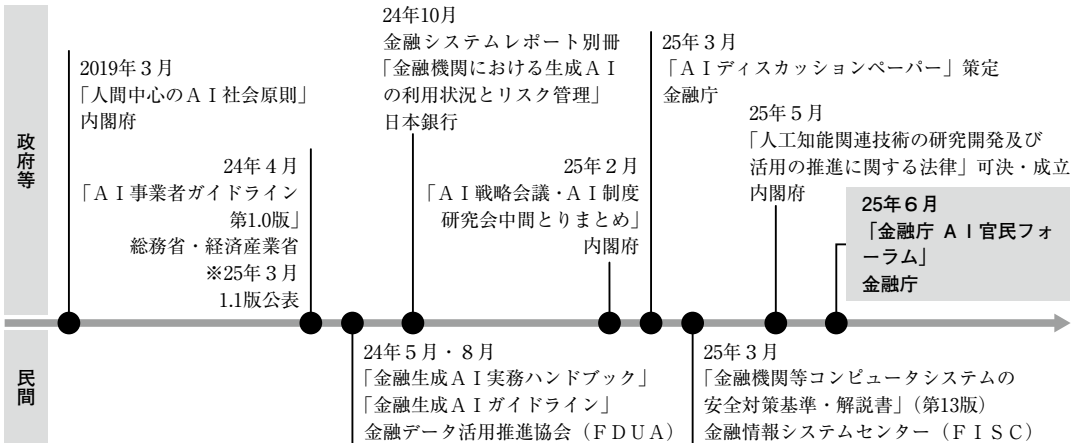
は、金融庁としての分析結果や対応方針を提示し、幅広く意見を求めることにある。

公表以降、すでにさまざまなフィードバックが集まっている。金融庁としては今後、多様なステークホルダーによるオープンな議論を通じて、DPの更新を含めた政策対応や、金融セクター全体のAI活用の底上げを行

A I 活用に向けた官民連携

〔図表 1〕

国内における A I 関連の官民の主な取り組み



〔出所〕 筆者作成（図表 2 も同じ）。

つていくことの重要性を認識している。

また、アンケートを実施してから半年以上が経過したが、この間においても技術革新の速度はすさまじい。具体的には、各社が提供する生成 A I モデルのアップデートや、ディープシーク R I（注 1）など新たなモデルの登場、A I エージェントの進展などの動きがある。これらにより、A I の精度向上や推論機能の強化、マルチモーダル化（注 2）、低コスト化等に向けた取り組みが広がりを見せている。

国内外での制度対応も進む（図表 1）。国内では今年 5 月に「人工知

能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」（A I 法）が可決・成立した。

国際的な金融規制の議論も進展してきた。昨年 11 月に金融安定理事会（F S B）が、A I の金融安定上のインプリケーションに関する報告書を公表。今年 3 月には、証券監督者国際機構（I O S C O）が投資家保護および市場の公正性の観点から、A I のユースケースやリスク・課題、潜在的な政策対応を検討する上での論点をまとめた報告書を公表した。筆者自身も F S B や経済協力開発機構（O E C D）等における A I 関連の会合に参加しているが、各国当局の A I に対する関心は高く、潜在的リスクへの対応を中心に検討が今後も深められていく見通しである。

これらを踏まえると、D P を「リビングドキュメント」として位置付け、必要に応じてアップデートを行っていく必要がある。その際には、技術の進展や金融分野における市場動向、政府全体の取組方針、国際的な金融規制の議論の動向を考慮しな

ければならない。そこで、D P においても言及していた官民ステークホルダーによる勉強会として「金融庁 A I 官民フォーラム」を立ち上げることとなった。

透明性のあるフォーラムで多彩な意見を集積

議論の透明性を確保しつつ D P の更新等の政策対応を行っていくため、本フォーラムの議論は基本的には公開で実施される。毎回、ユーチューブで誰でも視聴可能なたちでの開催が想定されている。

A I に関する論点は多岐にわたっており、トピックに応じて異なる専門性が求められる。本フォーラムではいわゆる有識者会議のように固定的なメンバーで毎回議論するのではなく、各回の議題に応じて柔軟に討議者や議論方法（ラウンドテーブル、パネル、プレゼン等）を設定していく予定である。さまざまな業界団体等の協力を仰ぎながら、金融機関はもちろんのこと、A I モデル開発者やソリューション提供者、学識経験者、海外当局者など、多様なステークホル

〔図表2〕 金融庁A I 官民フォーラム第2回以降の議論に向けた論点のマッピング（たたき台）

	社内利用（業務の効率化／抜本の変革）	対顧客サービスへの利用
ユースケース	・業態横断的：文書要約・翻訳・ドラフト、情報検索、システム開発（コーディング・レビュー等）、マーケティング、コンプラ対応等 ・業態固有：預取（与信審査等）、保険（引受審査、査定、保険販売等）、証券（金融商品販売等）、資産運用（トレーディング等）、監査（リスク評価、異常検知等）→業態に応じた規律の適用関係（例：A Iチャットボット利用時の保険募集該当性）	
データ	社内データ等を利用せず学習済モデルを汎用的に利用	◆データ活用に係る論点 ・ビジネス上の論点：社内データ整備、社外データ活用、基盤モデルのカスタマイズ等 ・規制上の論点：個人情報保護、外部委託先管理等
モデル	◆A Iモデルの適切な開発・導入・運用とモデル・リスク管理	
	一部の社内利用においては影響軽微	◆説明可能性・公平性・ハルシネーション等への対応 ・業態・ユースケース等を踏まえたリスクベースでの対応 ・特定のモデルへの過度の依存等に起因するリスクの特定および対応（金融排除等） ・リスク低減に向けた具体的な取り組み（例：ガバナンスツールやRAGの活用）
態勢構築	◆経営陣の適切な理解と主体的な関与（例：経営戦略、投資判断） ◆社内規定の整備 ◆専門人材の確保・育成、社内教育 ◆外部組織との連携・サードパーティーリスク管理 ◆A Iの悪用への対応（例：フィッシング等の金融犯罪、サイバー攻撃）	
国際的論点	◆投資家保護・市場の公正性に関する論点（IOSCO等）	
	◆金融安定上の論点（FSB等） 少数のサードパーティーへの依存、市場連関性の増大、サイバーセキュリティ、モデルリスク管理	

（注）本マッピングはたたき台であり、本フォーラムにおける議論を踏まえて更新予定。また、上記は主にLLM／生成A Iを念頭に置いたものだが、従来型A Iも本フォーラムにおける議論の対象とする予定。

ダーに参加してもらいたいと考えている。本フォーラムの議論のスコープとしては、金融機関等において急速に導入が進展している大規模言語モデル（LLM）・生成A Iに主眼を置く。ただ、従来型A Iも含めて、実務およびガバナンス上の主要な課題を議論し、取組事例の共有や法令上の課題の明確化等を目指すことにしている。

の議論も踏まえ、第2回以降で深掘りすべき論点を特定していく予定である。マルチステークホルダーでの議論を通じたアジェンダ設定や議論の深掘りを行っていく本フォーラムの趣旨を踏まえると、第2回以降で取り上げる論点について予断を持って本稿で示すのは適当ではない。ただ、D Pで提示した論点や、第1回の事務局資料として提示した論点のマッピング（図表2）が、今後の議論のたたき台として活用されることを想定している。

事務局では知見の及ばない面も多々あるため、このマッピングについても、参加者からのインプットを加味してブラッシュアップし、来年3月をメドにD Pの更新にもつなげていきたい。また、D Pの更新にとどまらず、規制の適用関係の明確化等のために必要と認められる場合は、関連するガイドライン等の見直しも検討していく。

なお、本フォーラムは不定期での開催となる（当面は、年末までに月1回程度での開催を想定している）。

AI活用に向けた官民連携

非競争領域として

取組事例を共有する場へ

DP公表後における小規模金融機関からのフィードバックの一つとして「資金的にも人材的にもリソースに限界があり、AI活用にチャレンジしたくても難しい」といったものがある。

AI活用については、DPや図表2でも提示したように、データ整備や投資対効果の測定が困難な中での意思決定、専門人材の確保、社内教育といったビジネス面での課題がある。それに加え、各業態における法令・ガイドライン等の順守に係る検討や内部規定の策定、適切なガイドレールの導入など、法令面で検討が求められる事項も多岐にわたっている。

ただ、自社データ等を活用してモデル開発から行う必要がある多くの従来型AIと比較すると、学習済みの生成AIの導入は容易な面がある。アンケート結果でも、文書の要約や翻訳といった汎用的な社内利用のユースケースを導入している金融機関は、回答先の8割近くに達し

ている。これは従来型AIにおけるすべてのユースケースの導入率を上回った。生成AI関連のSaaSを導入する先も多い。

他方で、これらの比較的シンプルな導入事例においても相応の対応は必要である。例えば、①入力したデータが再学習に使われるのを防ぐために外部ベンダーと適切な契約書や覚書を取り交わしてデータの取り扱い範囲等について明文化する、②個人情報への入力禁止など一定のルールを設けた上で事務連絡等を通じて社内に周知徹底する、③事故やインシデントが発生した場合には速やかにトレースできるようログ管理を行う——といった対応を行っている金融機関がある。各事業者にはユースケースや特定したリスクに応じた適切な対応が求められる。

より発展的な活用形態として、社内外のデータも活用し、コールセンター業務支援や営業職員支援など、より顧客に近い領域でAI活用を行う動きも見られる。この場合は、説明可能性の担保やバイアス、ハルシネーシ

ョン（誤情報の生成）への対応等も求められることになり、より高度な知見が必要となってくる。

そこで、本フォーラムについては、非競争領域を中心に、各参加者の知見や具体的な取組事例を共有する場としても活用していきたいと考えている。例えば、各社が直面している課題感を共有しつつ、それらの課題の克服に向けた取組事例を他の参加者が共有するといったやりとりが想定される。それを通じて、小規模金融機関を含めた金融機関がより前向きにAI活用に取り組んでいけるような環境づくりに努めていきたい。

民間においても、業態横断的なAI活用の取り組みが進展している。本フォーラムにおいては、金融庁も主催者というよりは、金融庁も主催者というよりは規制当局者というステークホルダーの一員として、議論に参加していくのが望ましいと考えている。

技術やビジネス動向の変化が著しい中で、官民の連携による政策形成が極めて重要である。ぜひ本フォーラムへの積極的な

参加をお願いしたい。

（本稿の意見にわたる部分は著者の個人的見解である）

（注）1 中国のディープシーク社が開発した大規模言語モデル。高い能力を持つ上、オープンソースで提供される。

2 テキストと画像など、二つ以上の異なるデータの種類の情報から情報を収集し、それらを合わせて処理することができる技術。

うしだ りょうすけ

東京大学工学部卒、ロンドンビジネススクール金融修士。10年金融庁入庁。19～21年米ジョーゼットタウン大において分散型金融に関する研究に従事。21年金融庁総合政策局フィンテック室総合政策調整官、22年からリスク分析総括課イノベーション推進室長。チーフ・フィンテック・オフィサーを兼務。FAATF暗号資産コンタクトグループ共同議長として暗号資産AML/CFT関連の国際的なルールメイキングに従事。25年7月から現職。